会　議　録（1）

会議の名称	令和６年度　第１回飯能市文化財保護審議委員会
開催日時	令和６年５月２９日(水) 開会　午後３時００分　　閉会　午後４時２０分
開催場所	富士見地区行政センター第１会議室
議長氏名	須田　勉
出席委員	須田　勉　　小槻　成克　　倉川　博　　木村　立彦 羽生　修二　　柳　正博　　小峰　孝男　　高澤　等
欠席委員	林　宏一　岡部　知子
説明者の職氏名	文化財担当リーダー　　熊澤　孝之
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配布資料	令和６年度第１回飯能市文化財保護審議委員会次第 文化財指定調書（案）（資料１） 飯能市指定文化財の指定について（答申）（案）（資料２） 飯能市指定文化財候補一覧（資料３） 飯能市文化財保存活用地域計画（案）について（資料４） 令和５、６年度文化財関係事業の報告について（資料５）
事務局職員職氏名	教育部長　　吉田　昌弘 生涯学習課長　　木村　由里子 文化財担当リーダー　　熊澤　孝之 文化財担当主任　　金澤　花陽乃

会　議　録（2）

議事の概要（経過）・決定事項
1　議　事 （1）飯能市指定文化財の答申について 「飯能の底抜け屋台行事」について資料１・２に基づいて説明し、答申をいただいた。 （2）飯能市指定文化財候補について 次年度以降の飯能市指定文化財候補について資料３に基づいて説明し、意見交換を行った。 いただいた意見をもとに、事務局にて選定を進めることとなった。 2　報告事項 （1）飯能市文化財保存活用地域計画（案）について 経過と認定までの流れについて、資料４に基づいて説明した。 （2）令和５、６年度文化財関係事業の報告について 文化財担当の事業について資料５に基づいて説明した。 （3）文化庁認定シンポジウムの開催について 口頭にて事業の概要を説明した。

会　議　録（3）

発言者	発　言　内　容
	午後３時００分　開会
	〔開　会〕
主任	皆様ご多用のところをご出席いただきまして誠にありがとうございます。 飯能市文化財保護条例第１７条第２項に規定された定数を満たしておりますので、これより令和６年度第１回飯能市文化財保護審議委員会を開会いたします。 本日の会議は原則公開となっております。 議事に先立ちまして、教育部長、生涯学習課長よりごあいさつ申し上げます。 （教育部長、生涯学習課長あいさつ）
主任	ありがとうございました。次に、須田委員長よりごあいさつをお願いいたします。 （委員長あいさつ）
主任	ありがとうございました。引き続きまして、議事に入ります。なお、本日傍聴の申し出はありませんでした。 飯能市文化財保護条例第１６条第２項の規定により、議事進行につきましては須田委員長にお願いいたします。
	〔議　事〕
委員長	それではこれより「議事」に入ります。議事（１）「飯能市指定文化財の答申について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
主幹	昨年度の３月に開催いたしました文化財保護審議委員会にて、「飯能の底抜け屋台行事」について本委員会へ諮問をいたしました。本日は、前回の協議内容を反映させた文化財指定調書をご確認いただき、答申をいただきたく存じます。では調書をもとにご説明いたします。 （資料１に基づき説明） 指定調書（案）について、前回から変更した部分を中心に説明した。
委員長	ただ今の件について、委員の皆様からご意見等ございますか。
委員	調書はこの通りで良いですが、貴重さの基準がどの範囲まで言えるのかに

	ついては、引き続き調査が必要だと思います。少なくとも、関東までは含まれますが、国まで範囲を広げても同じことが言えるのかどうかについても、検討していく必要があります。 　また、無形民俗文化財を指定するにあたっては、存続の見通しという点が重要になってきます。飯能の場合はまだ大丈夫だと思いますが、今後の継承を見据えていくことが必要です。
委員	先日、飯能市郷土芸能保存会の総会に出席してきました。総会では、活発な意見交換が行われました。今回指定対象となっている底抜け屋台を所持している町内でも、子どもの数が減っているという現状はありますが、他地域からの受け入れを始めるなど、後継のために努力をしています。
委員	無形民俗文化財は、一度休止すると復活、存続が難しい時代になっています。存続のために、どこまでの変化を許容していくのか、そのあたりのことを検討していくのが今後の課題であるといえます。
委員	前回の審議会で、指定のための保存団体を設立するという説明がありましたが、この団体についてはどうなりましたか。
主幹	昨年度から設立の準備を進め、この４月に発足いたしました。
委員	この団体に対して補助金は交付されるのでしょうか。
主幹	文化財管理費補助金という形で、毎年定額が交付されます。
委員	指定調書の記述について質問です。指定理由の３つ目に記載されている、飯能市の地域的特性とは何でしょうか。
委員	現在も１０以上の底抜け屋台が残っているということは、底抜け屋台行事が飯能の志向や町のあり方に合っていたということを表しています。飯能では厳かな秋の祭りと若者の熱気の発露の場となる夏の祭りとですみ分けができており、だからこそ今日まで受け継がれてきたのだと考えています。
委員	では、そのことを調書に書き加えたほうが良いように思います。
委員	私もそう思います。今の文章のままだと、市内に１３の底抜け屋台が残っていること自体が地域的特性というように読めてしまいます。
委員長	他に質疑はございますか。

	（なしの声あり）
委員長	なしと認めます。それでは「飯能の底抜け屋台行事」について、市指定文化財に指定すべき文化財としてふさわしいかどうかをお諮りいたします。ふさわしいと思う方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
委員長	それでは「飯能の底抜け屋台行事」について、全会一致で市指定文化財に指定すべき文化財として答申いたします。 （答申書が委員長から部長へ渡される）
主幹	今後につきましては、６月２８日（金）に開催予定の教育委員会定例会へ議案として提案し、議決をいただき指定となります。
委員長	続きまして、（２）「飯能市指定文化財候補について」を議案とします。事務局から説明をお願いいたします。
主幹	説明いたします。 （資料３に基づき説明）
委員長	続いて、委員から追加説明をお願いいたします。
委員	説明いたします。 （追加資料に基づき説明）
委員長	ただ今の件について質疑等はございますか。
委員	鏡岩について教えてください。鏡岩は神川町にもあって、県の指定文化財になっているかと思います。これは、県内にも沢山あるものなのでしょうか。
委員	鏡岩は、チャートの塊の岩が、大きな断層でうまい具合にずれるとできる現象です。すごく珍しい現象ではありませんが、登山道の間近でダイナミックに見られる場所はなかなかありません。
委員	そう考えると、天覧山あたりは気軽に行けるので良いですね。

委員長	ほかには何かございますか。
委員	今回出された候補の中で、優先順位をつけるとしたらどのようになりますか。
委員	まだそういう議論はしておりませんが、地形の保存は風化浸食との競争になります。そういった意味では、矢颪テフラ層の記録保存は急がれます。指定とは異なる位相の話かもしれませんが、最近の調査方法として剥ぎ取りなどもありますので、そのような調査が急がれます。
委員	浸食の激しい地形は、剥ぎ取りした模型を保存するということになるのでしょうか。実物を保存するのは難しいでしょうか。
委員	千葉県のチバニアンなど、地形そのものを保存しているところもありますが、半永久的な保存というのは現実的ではありません。浸食を遅らせる程度です。 地層の剥ぎ取りは、矢颪テフラ層は柔らかいので容易にできるかと思います。
委員	現地の保存というのが自然系の文化財指定における課題ですね。指定と活用は両輪なので、指定と活用の兼ね合いが難しいです。
委員	剥ぎ取ったものを指定する、ということは可能なのでしょうか。
主幹	それはちょっと分かりかねます。
委員	市内のテフラ層の中には比較的安定したものもあります。そこの部分を剥ぎ取って、博物館で展示して活用するという方法はあるかと思います。
委員	県指定の例だと、指定区域が定められています。やはり区域として指定する必要はあるでしょう。
委員	保存ができないとなると、指定候補からは外さざるを得ません。しかし、失われてしまう恐れが高いなら、まずはそのようなところから調査をすることが必要だと思います。
主幹	今回候補に上がった箇所のうち、風化の恐れが高いものについては、博物館と協力しながらまずは調査を進めていきたいと思います。
委員	地質学的な研究は、飯能市は進んでいるほうなのでしょうか。

委員	フィールドとしては、最適と言えます。関東平野のヘリが見られ、山地との境の場所でもありますので、平野が始まった場所として、研究者は注目しています。
委員	学校の教材などには飯能はほとんど登場しない気がします。
委員	高校では授業で扱ったりもしますが、小・中学校ではまだまだ教材化できていません。その意味でも、調査してこちらで教材化していくことが必要です。
委員	地質などの天然記念物というのは、目で見られる状態であるということが大切なのでしょうか。
委員	そうですね。露出していない状態では、地下にあるだろうという推測はできても、確証がありません。実際にあるものとしては、目で見て認識できるということがその証拠となります。
委員	矢颪テフラ層は、橋から見たときの景色も美しいです。名勝としての指定の可能性はあるのでしょうか。 また、矢颪テフラ層に関しては、人為的な破壊もあると思います。そういう意味では、指定して制限をかけるのが良いのでしょうか。
委員	矢颪テフラ層については、５０年後はどうなっているのか分からないというのが正直なところです。
委員	時限的な指定というものがあれば良いですね。
委員長	他に質疑等はございますか。 （なしの声あり）
委員長	では皆様からお出しいただいた意見をもとに、事務局で文化財の指定候補の選定を行っていただくということでよろしいでしょうか。 （異議なしの声あり）
委員長	では、本会議で出された意見を参考に、事務局で文化財候補の選定を進めていただければと思います。 議事（２）「指定文化財候補について」は以上といたします。 以上で本日予定した議事につきましては全て終了いたしました。ご協力あ

	りがとうございました。それでは進行を事務局へお返しいたします。
主幹	慎重審議、誠にありがとうございました。
	〔報告事項〕
主幹	続きまして、報告事項に入りたいと思います。会議資料の報告事項をご覧ください。報告事項（１）「飯能市文化財保存活用地域計画（案）について」説明いたします。
	（資料４に基づき説明）
主幹	続きまして、報告事項（２）「令和５、６年度文化財関係事業の報告について」説明いたします。
	（資料５に基づき説明）
主幹	続きまして、報告事項（３）「文化庁認定シンポジウムの開催について」説明いたします。
	（口頭にてシンポジウムの概要について説明）
主幹	ただ今の説明について、質疑等ございますか。
委員	最新出土品展で展示されているという石棒は、どこの産地ですか。
主幹	おそらく群馬県産の安山岩系の柱状節理が素材ではないかと思われます。
委員	シンポジウムで取り上げる中山家と黒田家についてですが、飯能市はこの部分の宣伝が足りないと思います。もっと周知した方が良いです。
主幹	博物館と協力して周知に努めます。
主幹	他に質疑はございますか。
	（なしの声あり）
主幹	特に無いようですので、報告事項は以上とさせていただきます。
	〔その他〕
主幹	その他につきまして、事務局からは特にありませんが、委員の皆様からは

	何かございますか。
委員	今年は飯能夏祭りが７月１３日、１４日に開催されます。特に１４日の本祭りでは、１０台の底抜け屋台をご覧いただけますのでお時間がありましたら是非ご覧ください。
主幹	ほかに何かございますか。 （なしの声あり）
主幹	無いようですので、その他につきましては以上といたします。 〔閉　会〕
主幹	それでは閉会のあいさつを生涯学習課長より申し上げます。 （生涯学習課長あいさつ）
主幹	ありがとうございました。以上で、令和６年度第１回文化財保護審議委員会を閉会させていただきます。 午後４時２０分　閉会

議事のてん末、概要を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名します。

令和　　年　　月　　日

議　長　の　署　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿